

令和元年8月27日

託送供給約款の変更の認可について

九州経済産業局長から、国分隼人ガス株式会社（法人番号 6340001007244）によるガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガス事業法第48条第4項に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可すべきと考えられるため、別紙のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
2 0 1 9 0 8 0 8 九 州 第 1 5 号
令 和 元 年 8 月 2 7 日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について（回答）

令和元年8月8日付け20190731九州第28号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可については、認可することに異存はありません。